

「え～、増えた!!」



税・改・正

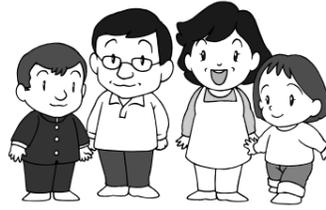
Taxation system revision

広報5月号でお知らせした税改正。今度の確定申告では配偶者特別控除の一部がなくなります。住民税均等割の非課税も段階的に廃止されたり、土地譲渡益課税も改正になります。

現在何らかの形で、夫婦共働きをしている世帯が全体の半分を占める時代となり、その中でもサラリーマン世帯の主婦(夫)のパート社員が年々増加している傾向にあります。

でも、その大半は税控除(配偶者控除)や社会保険を気にしながら年収を調整しているようです。

そこで今回は、平成16年分所得税(17年度住民税)からの税改正とあわせてサラリーマンの妻がパート社員として働いた場合を前提とした税負担割合について検証してみました。



<モデル家族構成> 夫(年収450万円)、妻(パート収入)、小学生、中学生

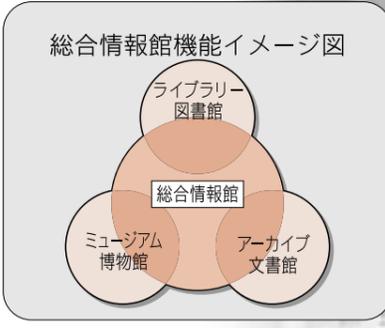
世帯の総収入	夫の年収	妻のパート収入	平成17年度以降				平成16年度		税負担額増加分③ (①-②)		
			所得税		住民税		税負担額合計①	税負担割合			
			夫	妻	夫	妻					
450万円		収入無し	123,200	0	77,900	0	201,100	4.47%	155,700	3.46%	45,400
520万円		70万円未満	123,200	0	77,900	0	201,100	3.87%	155,700	2.99%	45,400
543万円		93万円超	123,200	0	77,900	4,000	205,100	3.78%	184,200	3.39%	20,900
550万円	450万円	100万円超	123,200	0	77,900	4,000	205,100	3.73%	196,400	3.57%	8,700
553万円		103万円超	123,200	0	77,900	6,100	207,200	3.75%	202,200	3.66%	5,000
560万円		110万円超	128,800	5,600	78,800	9,100	222,300	3.97%	217,300	3.88%	5,000
580万円		130万円超	144,800	21,600	87,300	17,600	271,300	4.68%	266,300	4.59%	5,000

(注意) 平成17年度に限り、妻にかかる町民税均等割税額(3,000円)の1/2となります。

この表の税負担増加分③をみると、妻の収入無し世帯と収入100万円世帯では、世帯総収入に対する税負担割合が収入無し世帯のほうが大きいことが分かります。これによって、妻の収入100万円世帯のほうが、税負担割合からみれば効率的であると考えられます。また、住民税では、妻の均等割が93万円超から課税されることにより、これまで非課税扱いとされていた方が課税と

なることも大きなポイントであります。よって妻が専業主婦の場合、夫の配偶者控除額が半分になるということは、実質税負担が増えることにつながります。ご自身の税額にどのように影響するのか試算されてはいかがでしょうか?。なお、町税務課窓口でもご相談をお受けいたしますのでお気軽にお問い合わせください。

税務課町民税係 【☎028(677)6034】



1 総合情報館の理念と目的
総合情報館は、町民と町が一体となって文化・地域・行政情報資源を収集して、利用・活用し、社会の急速な変化に十分対応できる、新たな地域創造をはかる新世紀芳賀町の生涯学習と文化活動の総合拠点とする。
総合情報館は、だれもが自由に利用・活用でき、町民自らが施設の運営に直接・間接にかかわれる町民参加型の施設とする。

【全体計画】

1 ライブラリー部門

2 総合情報館建設の基本
① 永く親しまれる施設にする。② 使いやすく、管理しやすい施設にする。③ 環境に配慮した施設にする。④ ライブラリー(図書館)、ミュージアム(博物館)、アーカイブ(文書館)部門の機能を融合した施設とする。⑤ 建設計画地は「取得が容易で法的規制の少ない土地、役場周辺地であること」を満たす芳賀町役場南側とする。⑥ 開館予定は平成20年とする。⑦ ボランティアの受け入れやボランティアの育成を進める。

【部門別計画】

1 ライブラリー部門

基本目標
① 町民の生涯学習、文化活動の中心とする。② すべての人が利用しやすい、開かれたものとする。③ 地域のコミュニティの核となり、情報発信拠点とする。④ 先進の情報通信技術を活用したものとする。⑤ 本の温もりを伝えられるものとする。
計画内容など
開架冊数約7万冊を収蔵できるスペースを確保する。

3 アーカイブ部門

2 ミュージアム部門
基本目標
① 町の人々の活動のあかしを示す資料の収集と保存を図る。② 芳賀の大地開発の歴史をわかりやすく展示し、先人の知恵と苦労に対する理解を深める。③ 調査研究などから得られた情報を積極的に発信提供すること、町民に将来への指針を示すよう努める。④ 町の将来を担う子どもたちの教育に貢献できるように努める。⑤ 町民から愛されるミュージアムをめざし、町民の積極的参加をはかる。
計画内容など
① 常設展示室
② 企画展示室



4 共通部門

基本目標
① 文書書庫② 写真フィルム保管庫③ 情報館別館として現在の郷土資料館を活用。
計画内容など
① 文書書庫② 写真フィルム保管庫③ 情報館別館として現在の郷土資料館を活用。

基本計画書は町民会館、生涯学習センター・水橋分館、住民課窓口でお分けします。また、町ホームページにも掲載します。ご意見をお寄せください。
質問やご意見などは
町民会館
【☎028(677)0009】

総合情報館
基本計画書の答申が出される

平成20年の開館に向け(仮称)芳賀町総合情報館建設委員会は、11月4日、基本計画の答申書を町へ提出しました。町は、その答申書を基に、基本設計を進めます。